

生駒市規則第 1 3 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成 1 3 年 6 月生駒市規則第
1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（減免の対象範囲及び額）

第 2 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号に規定する就園奨励事業の場合の保育料及び入
園料の減免の対象範囲及び額は、次のとおりとする。

(1) 次号以外の場合

対象範囲	減免の額	
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定 による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	
当該年度に納 付すべき市民 税の所得割が 非課税となる 世帯	1 人就園の場合及び同一世帯か ら 2 人以上就園している場合の 最年長者 (第 1 子)	保育料及び入園料の合計額 (年額 3 4, 4 0 0 円を限 度とする。)
	同一世帯から 2 人以上就園して いる場合の次年長者 (第 2 子)	保育料及び入園料の合計額 (年額 4 9, 0 0 0 円を限 度とする。)
	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の第 1 子及び第 2 子以 外の園児 (第 3 子以降)	保育料及び入園料の合計額 (年額 7 7, 0 0 0 円を限 度とする。)

(2) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合

対象範囲		減免の額
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		保育料及び入園料の合計額
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	保育料及び入園料の合計額 (年額34,400円を限度とする。)
	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の第2子以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)	保育料及び入園料の合計額 (年額77,000円を限度とする。)

2 条例第5条第1項第2号に規定する天災地変の場合の保育料入園料の減免の対象範囲及び額は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の規定は、同年4月1日から適用する。